◎新潟県選挙管理委員会告示第104号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第２項の規定により、在外選挙人名簿の縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成24年11月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長　　嵐　　嘉　明

縦　覧　期　間　　平成24年12月４日